

万博国際交流プログラム 企画運營業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務の目的

豊中市では、姉妹都市である米国・サンマテオ市と連携し、2025 年大阪・関西万博を契機に全国の地域住民と万博参加国の関係者が地方公共団体の事業を通じ継続的に交流する枠組みである「万博国際交流プログラム」を活用して交流を実施する。本業務は、両市の中学生等を対象に、環境課題等をテーマとして、オンライン・対面での学習交流、ワークショップ等の一連の体験型プログラムを提供することで、若者の国際感覚の醸成、相手国との相互理解、地域課題の改善に繋げることを目的とする。また、本取組みを両市の学校間交流復活のためのモデルケースとし、継続的な国際交流の実施を目指す。

なお、実施にあたっては、内閣官房国際博覧会推進本部が策定する「万博国際交流プログラム推進要綱」等に留意する必要がある。

2. 業務の概要

(1) 業務名

万博国際交流プログラム 企画運營業務委託

(2) 業務内容

別紙「万博国際交流プログラム 企画運營業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）12 月 31 日まで。

(4) 予算額

委託料の上限額：2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※別途契約締結にかかる交渉を行うため、この提案上限価格での契約を約するものではない。

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 6 年度豊中市入札参加資格を有すること。
- (3) 市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による

廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(9) 過去 5 年の間に、本業務と同様の企画運營業務を請け負うとともに完了した実績があること。

4. 日程

	第一次審査がある場合 (提案者が 5 者以上の場合)	第一次審査がない場合 (提案者が 5 者未満の場合)
実施要領の公表	2 月 7 日（金）	
質問事項の締切	2 月 12 日（水）午後 5 時まで（必着）	
質問事項への回答	2 月 17 日（月）	
企画提案書の提出期限	2 月 21 日（金）午後 5 時まで（必着）	
第一次審査結果の通知予定日	2 月 28 日（金）	2 月 26 日（水）
第二次審査 (プレゼンテーション)	3 月 6 日（木）	

第二次審査結果の通知予定日	3月13日（木）
委託契約の締結予定日	3月下旬

※いずれも、令和7年（2025年）。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、提案者に対して改めて通知する。

5. 応募書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	参加表明書	正本1部のみ提案者の代表者印を押印。	様式1
2	提案者の概要	「従業員（人）」は企画提案書提出時の現員を記入すること。 「業務内容」は代表的な業務分野を記入すること。 「組織図」は企画提案書提出時の組織図を記入すること。（別紙での提出も可能とする）	様式2
3	提案者の業務実績	令和2年度（2020年度）以降に受注した企画運営業務の実績を記入すること。	様式3
4	総括責任者及び担当者の業務実績	「従事分野の経歴等」は本業務に関して担当する活動分野について最終学校卒業後の経歴を記入すること。 「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、令和2年度（2020年度）以降に担当した企画運営業務等のうち、代表的なものについて、当該業務の概要及び担当した分野（総括、企画など）を記入すること（複数記入可）。	様式4
5	業務執行体制調書	本業務の実施にあたってチームで取組む体制及び特徴を記入すること。 「役割」の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。 「現在担当している業務数」の欄には、契約金額で税込み120万円程度以上の業務数を記入すること。 「主な勤務場所」は都道府県名を記入すること。 ※様式5のレイアウトは適宜に変更することを可能とする。	様式5
6	公募日から過去3年以内の処分歴等の有無	公募日：令和7年（2025年）2月7日（金） 該当の有無を記入すること。 措置を受けた場合はその内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合はその写しを添付すること。	様式6
7	企画提案書	・交流プログラム中の業務体制を記載すること ・全4回のオンライン交流と、7月20日・21日の対面交流に	様式なし

		において、両市の環境課題に関する知見を織り交ぜ、実施目的に沿った交流内容を提案すること ・参加者の興味を引く実施手法や、プログラム終了まで継続して参加できるような仕組みを提案すること。 ・座学だけでなく体験型のコンテンツやディスカッション、ロールプレイング等の手法を取り入れること	
8	業務計画予定書	作業項目ごとに実施時期を実線で記載すること。 用紙1枚に収まるように記載すること。	様式なし
9	見積書	件名：万博国際交流プログラム 企画運營業務委託見積書 見積額は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記すること。 内訳書を添付すること。	様式なし

6. 提出形式

- ・提出部数：①応募書類 No. 1～9 の正本各 1 部/A4 判
- ②応募書類 No. 2～9 のデータ/CD-R

(注) ①について、No9. 見積書は社印及び代表者印を押印(「記名」並びに「本件責任者及び担当者」の氏名と連絡先の明記でも可)すること。応募書類一式をファイル等で綴じずにクリップ等で止めて提出すること。②については、データ内にある提案者名(社印・代表者印・個人名含む)が見えないようにして提出すること。

7. 応募書類の提出

(1) 提出先(事務局)

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部魅力文化創造課 都市ブランド推進係(第一庁舎 5 階)

TEL:06-6858-3201

(2) 提出方法: 持参又は郵送

- ・持参の場合: 月～金曜日(祝日除く) 午前 9 時から午後 5 時

(3) 提出期限: 令和 7 年(2025 年) 2 月 21 日(金) 午後 5 時(必着)

8. 応募書類の取り扱い

- (1) 提出後の応募書類の訂正・追加及び再提出は認めません。
- (2) 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、第一優先交渉権者の選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された応募書類等は返却しない。
- (4) 応募書類の作成及び提出に係る費用については提案者の負担とする。
- (5) 郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認すること。

9. 質疑対応

質問がある場合は、「質問書」（様式 7）をメールで事務局あてに提出すること。

- ・提出先アドレス：toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp
- ・提出期限：令和 7 年（2025 年）2 月 12 日（水）午後 5 時（必着）

なお、提出されたすべての質問及び回答は、令和 7 年（2025 年）2 月 17 日（月）に、市のホームページに掲載し、個別には回答しない。なお電話等メール以外の方法で質問は受け付けない。

10. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会において、企画提案書、見積金額、第一次審査及び第二次審査で提案内容を総合的に評価し、第一優先交渉権者を選考する。

〈1〉第一次審査

- ① 応募事業者が 5 者以上の場合、提出書類の内容を踏まえて採点を行い、合計得点により順位を決定し、上位 4 者により第二次審査を行う。第一次審査がない場合は、その旨の通知を令和 7 年（2025 年）2 月 26 日（水）に全提案者あてに通知する。
- ② 第一次審査通過者には、その旨と第二次審査（プレゼンテーション）の案内、その他の提案者には選考外となった旨を令和 7 年（2025 年）2 月 28（金）に通知する。

〈2〉第二次審査

- ① 第二次審査は、提案書及び提出書に基づくプレゼンテーションを行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を第一優先交渉権者とする。プレゼンテーションの結果、全体配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても第一優先交渉権者とししない。得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定する。

(2) 審査項目

審査項目	審査基準	配点
業務内容	・事業目的を的確に理解し、事業の実現性が高いと見込めるか ・事業スケジュールが適切か	20
	・企画運営の業務体制は無理のないものになっているか	10
	・提案内容は実施目的に沿った内容であるか、また、国内外の参加者に理解しやすく、効果的な交流が見込めるか ・提案内容は、参加者の興味を引く実施手法や、プログラム終了まで継続して参加できるような仕組みになっているか ・提案内容は、豊中市・サンマテオ市の環境課題や現状に即した内容となっているか ・今後の学校間交流のモデルにできる提案内容であるか	50
業務実績	「業務内容」での提案を遂行するだけの組織体制があり、実現可能な提案になっているか 官公庁等で類似業務の実績を有しているか	10
費用	提案額は必要最小限に抑えられているか A: 提案上限額 (2,000,000 円) B: 提案価格 (見積書記載額) C: 最低提案価格 評価点 = $(C/B) \times 10$ 点 ※A<B の場合は、失格	10
処分履歴	公募日から過去 3 年以内の処分歴等	マイナス 評点
計		100

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和 7 年（2025 年）3 月 13 日（木）にメールと郵便にて通知する。
なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続を経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものでない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、市のホームページ等により公表する。

1 1. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 委託限度額を超える提案を行った場合
- (6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- (7) 提案書類において虚偽の記載があった場合
- (8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (9) 一団体に複数の提案をした場合
- (10) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (11) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (12) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (13) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (14) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

1 2. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、令和7年（2025年）3月下旬の契約締結を目途に、市と契約を行う。
なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、「豊中市財務規則」に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）。

1 3. 留意事項

- (1) 本プロポーザル方式に要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、提案者の負担とする。

- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報を含む。）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することができない。
- (6) 本プロポーザル方式の応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、提案者名等の内容などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

1 4. 応募・質問等の問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部魅力文化創造課 都市ブランド推進係

TEL：06-6858-3201

FAX：06-6858-3684

Mail：toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp

【参考】

○豊中市 大阪関西万博 HP

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/shoukai/miryoku/osakakansaiibanpaku/index.html>

○内閣官房 HP（国際交流プログラムについて）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/expo_suisin_honbu/topics/topics_r6_0119koubo.html

○豊中・サンマテオ姉妹都市交流

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/kokusai/shimai/index.html